

## ※ 施設基準に掲げる手術件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術)

### ・ 区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

### ・ 区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	21
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	2
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	10

### ・ 区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数

手術の件数

胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	372
------------------	-----

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術	0
イ	乳児外科施設基準対象術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	42
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを 含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

※1 手術件数は、令和6年1月から12月までの1年間の実績